

町の景観への取り組みについてお知らせします ～制度の紹介・景観法に基づく届出について～

豊かで美しい自然景観や特色ある地域の町なみを守り、育てていくために、平成21年6月から箱根町景観条例と景観計画を施行しています。ここでは、町で行っている制度等についてお知らせします。

箱根町景観条例に基づく届出について▶▶▶

届出が必要な区域		・ 国立公園の区域以外の区域 ・ 国立公園の区域内の第2種特別地域D区域または普通地域
届出が必要な行為	建築物 (①)	高さが13mまたは延べ床面積が1,000㎡を超える、新築・増築・改築等
	工作物 (②)	3mを超える擁壁や5mを超える街路灯等、一定規模以上の工作物の新設・増築等
	修繕・色彩変更 模様替え	上記の①・②に該当する建築物、工作物について外観を変更することとなる修繕などを一定規模以上行う場合。※色彩の変更は、現在の色と同じもので塗り替える場合も届出の対象となります。

※ 町内で塗替えをされる際は、まずは下記の照会先へご相談ください。

箱根町景観まちづくり協力店認定制度について▶▶▶

この制度は、町の景観条例・景観計画等の要件を満たした店舗や事業所を町が「景観まちづくり協力店」として認定し、その認定された店舗などを起点として、町と町民・事業者の皆さんが一体となって、より一層景観まちづくりを進めていくことを目的としています。（※下記基準を満たすための修景費補助制度があります。）

対象	町内の店舗・事業所等
認定基準	町内の法令・規定等を遵守するほか、別途定める基準を満たす必要があります。 法令等 ：箱根町景観条例・景観計画・自然公園法、神奈川県条例等 基準 ：建物の外壁・屋根の色彩、屋外広告物、緑化、自動販売機等

箱根町景観フェイスブックページ・Instagramの紹介▶▶▶

町の自然景観、歴史性・地域性豊かな魅力ある景観を推進するために、SNSを活用した情報提供を行っています。

<p>景観フェイスブックページ「箱根町 景観だより」</p>  <p>URL https://www.facebook.com/hakonekeikan/</p>	<p>景観Instagramアカウント「箱根町 景観フォト」</p>  <p>URL https://www.instagram.com/hakonekeikan/</p>
---	--

照会先 都市整備課 ☎85-9566

役場本庁舎1階「箱根物産コーナー」に自社の物産品等を展示しませんか？

役場本庁舎1階にある「箱根物産コーナー」に、町内で製造または販売されている物産品等を無料で展示紹介できます。多くの町民が利用する役場にある箱根物産コーナーで自社の魅力をアピールできるチャンスですので、ぜひお申し込みください。

※展示スペースに限りがありますので、応募多数の場合は抽選とさせていただきます。

展示内容 箱根の物産品等（食品・工芸品等）

※長期間の展示になりますので、飲食物の展示は食品サンプル等の実物以外としてください。

展示期間 11月1日(火)～令和5年10月31日(火)

展示場所 役場本庁舎1階 箱根物産コーナー

申込期間 10月20日(木)まで

申込方法 次の書類を役場観光課に提出してください。申込書は町ホームページからダウンロードしてください。



・箱根物産コーナー申込書
・展示する物産品等が分かる書類等（写真、カタログ、パンフレット等）

http://web.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/16,28418,23.html

電子メール (kankou@town.hakone.kanagawa.jp) / FAX (85-16815) での申し込みも可能です。

申込・照会先 観光課産業振興係 ☎85-17410

安全・安心まちづくり旬間
10月11日(火)～20日(木)
「みんなの安心の街」

安全・安心まちづくり旬間は、全国地域安全運動に合わせ、神奈川県下で一斉に安全で安心なまちづくりを促進する期間です。

○詐欺に気を付けよう

小田原警察署管内では、オレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺被害が多発しています。

犯人は、自宅に電話をかけて、息子や孫、警察官や金融機関などをかたり、現金やキャッシュカードなどをだまし取ろうとします。「仕事で失敗してしまい、お金が必要」「インターネットの利用料金が支払われていません」「医療費の還付金があります」という内容の電話は詐欺です。

不審な電話がかかってきたら、一人で考えずに、必ず家族や警察に相談しましょう。

○**車上ねらいに気を付けよう**

少しの間でも、車を離れるときは必ず施錠をし、鞆や貴重品を車内に置いたままにしないようにしましょう。

照会先 町民課 ☎85-17160

令和5・6年度競争入札参加資格定期認定申請書を受け付けます

認定期間は、令和5年4月1日～令和7年3月31日です。

入札には、県などの共同運営による「かながわ電子入札共同システム」を利用します。

対象 町が発注する工事、業務の委託および物品の納入などの入札に参加を希望する事業者

提出書類
《共通事項》送付先別提出書類一覧表、誓約書、貸借対照表他

《固有事項》送付先別提出書類一覧表、町税納税証明書および委任状

申請方法 「かながわ電子入札共同システム」ホームページ (<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の「資格申請システム」から申請してください。

※共通事項に関する書類は、申請業種によって、宛先が異なります。詳しくは、右記ホームページで確認してください。

固有事項に関する書類は、財務課に簡易書留で郵送（〒250-10398 箱根町財務課）、または持参してください。

マンション管理・運営等の相談

マンション管理等に関する専門家「マンションアドバイザー」をあなたのマンション管理組合に無料で派遣し、管理運営等のアドバイスをいたします。

詳しくは神奈川県ホームページか、照会先に問い合わせてください。

申込期間 令和5年2月28日(火)まで

相談日時 申込時に個別調整（夜間・休日可）

※1回につき3時間以内

ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html>

照会先 神奈川県マンション管理士会 ☎045-1662-5471

申請データ受付期間
10月3日(月)～11月30日(水)

提出書類受付期間
10月3日(月)～12月1日(木)
(当日消印有効)

照会先 財務課 ☎85-19563